

第103回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

令和3年6月10日(木曜日)

出席議員 (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	石 堂 基
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	大上千佳
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	企画防災課長	江見秀樹	税務課長	大永和重
	住民課長	山田裕彦	健康福祉課長	戸屋雅裕
	高年介護課長	長峰忠夫	農林振興課長	松阪鉄矢
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	重崎勇人
	上下水道課長	梶本周作	上月支所長	高見浩樹
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	和田始	教育課長	宇多雅弘
	生涯学習課長	谷邑雅永		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第1. 議案第71号 令和3年度佐用町一般会計補正予算案(第2号)について
日程第2. 議案第72号 財産の取得について(南光小学校スクールバス 1台)
日程第3. 議案第73号 工事請負契約の締結について(佐用中学校外壁及び屋根防水大規模改修工事)
日程第4. 議案第74号 工事請負契約の締結について(三日月文化センター解体撤去・跡地整備工事)
日程第5. 議案第75号 佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6. 議案第76号 佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7. 議案第77号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について
-

午前09時30分 開議

議長(石堂 基君) おはようございます。皆様おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまです。

本日も、慎重にご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、山本議員より治療のためスリッパの着装を申し出がありました。これを許可しておりますので、ご報告しておきます。

直ちに日程に入ります。

日程第1. 議案第71号 令和3年度佐用町一般会計補正予算案(第2号)について

議長(石堂 基君) 日程第1の提案に対する当局の説明は、6月3日に終了しておりますので、これより質疑、討論、採決を行います。

それでは、日程第1、議案第71号、令和3年度佐用町一般会計補正予算案(第2号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[岡本義君 挙手]

議長(石堂 基君) 岡本義次議員。

8番(岡本義次君) 5ページ、55の15の27、商工業振興費補助金でございます。670万円。このポイントシールというのは、何か、そういう買った人に手帳でも与えて貼っていくようにするんか、そこらへんは、どういような状態でするんでしょうか。そこらへんを教えてください。

[商工観光課長 挙手]

議長(石堂 基君) 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君）　これは、前にも一度やらせていただきましたが、同じように買っていただいた方に台紙のほうをお渡しして、そこにお買い物していただいた金額の20%分のポイントシールを買い物されたたびに（質疑終了後訂正あり）店からもらって、そこへ貼られると、そういう形でやらせていただきたいというふうに考えております。

〔岡本義君　挙手〕

議長（石堂　基君）　岡本義次議員。

8番（岡本義次君）　それから、7ページ、10の10の15の13節の使用料及び賃借料の9万9,000円減っておるんですけど、このライセンス使用料、この中身について、詳しく述べてみてください。

〔総務課長　挙手〕

議長（石堂　基君）　総務課長。

総務課長（幸田和彦君）　9万9,000円の増減、消耗品費と使用料と増減しておりますけども、このライセンス使用料といいますのは、町の広報の文字、この文字に関して分かりやすいフォントを使うということで、独特なフォントを使っておりまして、そのフォントの使用料を当初は使用料及び賃借料で上げておりましたけども、ソフト自体を購入するという形に変わりましたので、消耗品のほうに変更させていただいているということでございます。以上でございます。

議長（石堂　基君）　ほかに質疑はありますか。

〔岡本義君　挙手〕

議長（石堂　基君）　岡本義次議員。

委員（岡本義次君）　8ページ、18節、負担金補助及び交付金でございます。子育て世帯生活支援給付事業補助金1,668万5,000円、これは中身的に、どういうふうな方に、どういうことをやっていこうとしておるのか。また、対象者はどれぐらいいらっしゃるのか、教えてください。

〔健康福祉課長　挙手〕

議長（石堂　基君）　健康福祉課長。

健康福祉課長（戸屋雅裕君）　はい、中身についてお答えいたします。

これに関しましては、経済的な負担が増えている子育て世帯を支援するということで、現金ではなくって、町の商工業者への経営維持ということも含めまして、子育て支援・ふるさと振興券のほうを、子育て世帯のほうへ発給するという予定をしております。

対象人数が約1,630人で、令和3年4月1日に15歳未満である子育て世帯の保護者に

対して交付を予定しております。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 10 ページ、民生費の児童福祉費、負担金補助及び交付金 1,075 万円についてお尋ねするんですけど、これは国の制度、今回の補助、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を受けた事業ではないかと思っているんですけど、内容的に低所得の子育て世帯に対する支援状況ということで、対象であるとか、その内容について説明をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（戸屋雅裕君） お答えいたします。

同様の制度といたしまして、ひとり親の世帯につきましては、これは県のほうが事業主体となりまして、既に支給を開始をしておるところでございます。

それに対しまして、今回の補正の内容ですけれども、ひとり親世帯以外の世帯ということで、二人親、おられる世帯に対しても、低所得の世帯に対しては生活支援の特別給付金を支給するというもので、対象につきましては、住民税の均等割が非課税である世帯ということになっております。

児童一人当たりについて、一律 5 万円。今のところ対象人数として、約 215 人を計上しております。以上です。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

13 番（平岡きぬゑ君） はい。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 8 ページ、移動販売運営補助金で 700 万円上がっております。この桑田さんとか小寺さんが各地域を物販をされておるんですけど、その中身について当局は、どこらへんまでつかんでおりますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君）　もともと両者につきましては、国庫補助の関係とかで一緒に事業をさせていただいた関係もございまして、どういったルートを、大体週にどれぐらい回られるとか、今度、新しいルートについては、こういった形で回るとかというところは、もう以前から相談をさせていただいて、こちらのほうも、それを了解した上で、糸田さんのほうが後から始められたんですけれども、じゃあ小寺さんとダブらないように、どういうルートを回っていただくのが一番効率的とか、そういったことも勘案した上で、糸田さんが回っていただいているルートなんかもお決めになっているというような状況もございまして、そのへんのところは、私どもや商工会ともども、相談をしたり、協議をしたりしながら、何とか今、踏ん張って、事業を続けていただいているというような状況でございます。

〔岡本義君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　岡本義次議員。

8番（岡本義次君）　　そのことにつきまして、小寺さんは、下秋里でも7人の方が、そういう、みんな喜んで、週2回来て、自分が運転できない方は、そういうふう買い物に行かせてもらって、大変ありがたいことなんですということで、言われております。

それから、西新宿とか、それから櫛田とか、それから、石井、平谷、こういうようなのも、3、4人は買いに出られるんですけど、子供さんが帰ってきたり、また、運転できる方は、自分で運転して買いに見えておりますけれども、そういう、やっぱり運転できない方は、3、4人いらっしゃるんですけど、その日によっては1人になったり、2人になったり、その人が施設へ入ったり、また、子供のところへ行ったり亡くなったりして、減少傾向で大変少なくなっておるということ聞いております。

ですから、当局として、ここに上げておる700万円で車の買換えですね、そういうようなことについては、その糸田さんや小寺さんのほうに、何らかアクションいうのか、そういうような、こういう補助があって、何ぼしますよいうやつは打診してあるんでしょうか。

〔商工観光課長　挙手〕

議長（石堂　基君）　　商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君）　一つ一つの買い物に、販売にお寄りになる場所については、基本的には営業の範疇で判断されておりますので、あまり細かいところまでは、立ち入ったことは逆にしておりませんが、今回の話につきましては、本日の議会で承認を受けました後、直ちに、こういう制度ができましたということについては、個々にお知らせする段取りではございました。

〔岡本義君　挙手〕

議長（石堂　基君）　　岡本義次議員。

8番（岡本義次君）　　糸田さんらは、奥海とか石井のほう、上石井とか、ずっと行かれておるんですけど、やっぱり人数が、だんだん減ってきて、そういうガソリンも遠いところ

で、ばかにならないということで、やはり、そういう持って行っても、たくさん売れて、利用される方も多かったら糸田さんも張り合いがあるんでしょうけれど、だんだん人が減ってくる中で、そういう採算が合わんようなことになって、これだったらやっていけん、やめようかというようなことになれば、やっぱり、そこで待っていらっしゃる方は、やっぱり自分が買い物へ行けない人は、買い物難民ということで困られるんで、やはりある程度の補助というのは、何ぼか考えていらっしゃるのかな。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 今回につきましては、コロナウイルス対策として、今回のこのコロナウイルス対策だけではなくに、後々も佐用町の買い物に不便な方々の支援にもつながるだろうということで、新たに買われる方には、これまでの条件よりも、さらによくした条件で上げさせていただいているというところでございます。

通常の移動販売事業に対しましては、これはまた、コロナ対策とは別に、買い物難民をできるだけ出さないという観点から、これについては、いろんな方向性から考えていく必要があるかということは、当然、認識しておることではございますが、ここで具体的にどうするとかっていうところは、現在のところは、ちょっと申し上げる段階ではないかなというふうに考えています。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 8 ページの 33 目、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策費の中の 19 節、扶助費 300 万円、PCR 検査助成金ということで、説明がありますが、事前にいただいている事業内容も見ているんですけど、このいわゆる濃厚接触者を対象にした方に自己負担で受けた場合の一部助成ということで、そのもうちょっと内容的なことと、それから、医療機関との話し合いとか、それから、この制度を周知していくというか、住民の方に分かっていた方法。

それと、もう 1 点は、この説明では、いわゆる感染者の濃厚接触者というふうな限定になっているんですけど、すぐ近くの自治体では、以前からコロナが発生した時からすぐに、希望する方に対して、PCR 検査を、こういう濃厚接触者じゃなくて、自主的に受けてもらえるような、そういう周知もして取り組まれている自治体があるので、そういう進んでいるところなんかも参考にしながら、さらに幅を広げていく必要があるんじゃないかと思うんですけど、その点も含めて、よろしくお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（戸屋雅裕君） 今回、計上しております PCR 検査等の助成事業でございますけれども、濃厚接触者に関しましては、公費での検査が行われますので、あくまで濃厚接触者の接触者ということを対象としております。

このことによりまして、市中感染など、さらなる感染拡大を防止するということに関しては、一定の効果が図れるものと思っております。

PR、広報、周知等ですけども、今回に関しましては、当然、議会のほうで可決いただきましたら、広報なり無線のほうで周知をする予定はしておりますが、今回、検査機関を町内の医療機関というふうにしております。当然、町内の医療機関と私どもの保健師のほうでは、いろいろと情報交換もできますので、さらに検査の必要な人があるようであれば、そこから検査のほうを受けていただくということも十分可能ではないかと思っておりますので、今の内容以上に皆さん、どうぞ受けてくださいというようなことは、今、考えておりません。以上です。

議長（石堂 基君） よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 同じところで、プレミアム付商品券事業補助金ですけども、4,000万円。全協でも聞きましたけれども、これの、今回については、コロナで売り上げが落ちた事業者の方に対する補填というか、補償という面が大きいかと思うんですけども、前回のプレミアム商品券やられた時には、消費税上げられて、その時に経済活性化ということで、プレミアム付商品券も取り組まれましたけれども、今回については、コロナの売上げ減に対する補償面が、私、大きいかと思うんですけども、その効果をどういうふうに見ているのかということをお聞きしたいんですけども、町民の方については、2割の商品券が増額してもらえということですから、町民の方にとっては、それは、それこそプレミアムだと思うんですけども、商売をやられている方に対する経済効果は、どういうふうに見込んでおられるのでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） これは、プレミアム付商品券、これまでも何度もやってきた中で、取り立たされているところではありますけれども、はっきり申し上げまして、きっちりとして、後でアンケート調査をしておりますが、賛否両論ございます。

ただし、ほとんどの意見は、やはり続けていただきたいという事業者の方が非常に多く、一部の中では、お釣りが非常に対応が困難だとかいうような意見もお伺いしておりますけれども、ほぼ多くの方からは、できれば、こういうことは続けていただきたいというふうに、取扱店のほうからは、そういった評価は受けております。

取扱店さんにつきましては、事業所さんに絶対になってくれというお願いをしているものではございませんで、なかなか効果が表れにくいという判断をなされたところは、手を挙げられないというお店もございます。そういった中で、一応、それなりの数が毎回、取扱店として手を挙げていただいているというところからも、ある一定の評価は、町としてはしているところではございます。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 8 ページ、先ほど、ちょっと触れられたところの移動販売車 700 万円の件ですけれども、多分、更新時期が来て、買換えの時期ということだろうというふうに思うんですけども、改めて、住民の方のニーズ、それから、事業者の方、コロナ禍で、やっぱり厳しい思いをされています。

私も住民の方、自治会長さん、民生委員さん、それから、近隣で移動販売を始められているところがあります。その事業者の方等々、ちょっと調べさせていただいたんですけども、今回のこの補助ですけれども、改めて、そのニーズの調査とか、事業者さんは、前年までやっているから、ずっとこの事業をやっているから、続けざるを得ないというか、厳しい思いを、コロナで余計思われていると、そのあたりについては、改めて確認、お声をお聞きするというふうなことはされたのか、されようとしているのか、いかがでしょう。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 通常の移動販売につきましては、非常に厳しい状況であるというところは、事業者さんからも伺いしておりますし、高齢化が進む中で、移動販売をお使いになるお年寄りが増えるばかりではなく、逆に人口そのものが減ってきておりますので、お買い物に来ていただけるお年寄りそのものも減っているというような話もある中で、ルートを一部取りやめされたというようなところも出てきている厳しい現状には変わりございません。

そういった中で、今回、この移動販売車の予算を上げさせていただきましたのは、今、やっておられる方の更新時期とか、そういったものではなくって、できれば、今、移動販売車非常に高い金額必要です。800 万円とか、900 万円、1,000 万円といったような金額必要ですので、移動販売ではなしに、配達というような形で対応されているような事業者さんも若干ある中で、こういったコロナという厳しい、そういう逆境を逆にプラスに変えていただいて、それで移動販売に新たに取り組んでいただけるような事業者さんも出てきていただけないだろうかというような、そういった今後のことも含めて、希望的な、そういう考えも持ちながら、今回は、予算を計上させていただいているということが本音のところでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 私が調べたところでは、豊岡市の日高、民間事業者の方が移動販売を何年か前から開始されまして、それは、私どものほうでされている移動販売車に比べると、かなり大型。だから、ニーズに応えられる形、新鮮な物も、冷凍の物もたくさん持って行けるということと、なかなか、これ大変ですけども、どこにとまって何時にというの

を、かなりきちんと公開されている。

私が、岡本議員も調べられましたけれども、私も対象地域の方に聞いたら、本当に1人か、2人というところもあります。

2つの業者さんも、これ本当に大変だなというふうに思うんですね。

だから、日高の例と、それから、上郡の岩木とたつの室津のあたりでも、これはコープさんですけども、移動販売車を出しています。

それから、この近隣でネットヨタがコープと提携して、買い物難民のためなんですけれども、買い物難民は高齢者だけではないんですね。ニーズがどこにあるかということ、実は、共稼ぎの若い夫婦なんです。ネットヨタに注文した品物を仕事が終わった時に、事前に注文したものが、そこに置いてあるというふうな形で、ニーズに応じていると。

例えば、海内、桑野に車のディーラーがあるわけではないので、何か、方法は、ほかのものになるかも分かりませんがね。

そういう、やっぱり、いろんなところで、いろんなアイデアを出しながら、ニーズを、やっぱり、きちんと聞いていって、それに応えていこうというところがされているのかなと。

だから、事業者さんにも寄り添わないといけないし、実際に買い物に困っておられる方にも寄り添うというようなところは、じっくりと聞いて、佐用のアイデアを出してほしいなというふうに思うんです。いかがでしょう。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） それについては、おっしゃる通りだと思います。

買い物難民の対策につきましては、本当に、今の状況が全てこれでいいんだということを考えているわけではございませんし、これは、今後の総合的な過疎対策に対する課題といたしまして、買い物難民の問題は、今、議員さんがおっしゃるように、対応策を移動販売車だけではなく、考えていく必要があるなということは考えております。

今回につきましては、新型コロナウイルス感染症の緊急対策ということで、予算計上させていただいておりますので、それに限定して、お話をさせていただきますけれども、これについては、必ずどの事業者さんが、これで移動販売車を買う予定があるかというお話ではなく、これによって、今、頑張っている方、さらに買い物難民の増えそうな地域を回っていただけるような方が、新たに手を挙げていただくわけにはいかないだろうかという、そういう希望的な思いも持って予算を計上させていただいているというところは、何とかご了承をお願いしたいというふうに考えてございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） いや、反対ではないです。

ですから、今の事業者さんが、やっぱり厳しい思いをされているということもありつつ、その方たちが、やっぱり働いた分というか、その分、見合う形のものが入れば、それは、多分、今、課長言われるように、次、やっぱり移動販売を考えていこうという人も、多分出てくるというふうに思いますので、これは、ぜひ先ほど言いました佐用の特性にあっ

た移動販売、実際に買い物に困っておられる方がおられるわけですから、それに沿う形で、事業者さんも、双方がやっぱり満足いく形というか、それをぜひ実施、実施までにすけども、このコロナ禍で、やっぱり、そういうモデルを、ぜひアイデアを、ちょっと皆さんの意見も聞きながら出していくということ、決意を込めて、ちょっと、そのあたりは、ちょっと私は、寄り添う姿勢が足りないん違うかなと。厳しい言い方ですけども、そうしていくと、実際に皆さんの声を聞くと、もっともっと、いろんなアイデアが出てくるのではないかなというふうに思います。町長、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 事業として、そうした食料品販売、そして、そのお店に、なかなか交通の便がないということで、出かけることができない方、そういう中で、事業者としても、外へ出て行って、お得意さんのところに届けるといこと、これはそうしたお店の方も、これまでも努力をされてきたところですけども、そういう事情というのは、長い間に、ずっと状況も分析していけば、非常に利用者も少なくなってきた。逆に若い方々、車が運転できる人は、そういうお店で利用するんじゃなくて、大きな量販店に、ほとんど行かれると。

だから、そのこのところで、非常に、今、移動販売をされて、していただいている方も、もともと、大きな利用者が満足できる、品物がたくさん豊富なものを、そこから選んでいただけるような形にすれば、一番いいんでしょうけれども、それではもう、それだけの売上げはないわけですから、その経費に見合ったものということ、ああして小型の販売車を助成をして、そういうところへ届けていただいているということ、なかなか、そのために、これまで事業者、私、見ている、2人で行っていたのが、2人では、とても人件費も出ないということ、今、また、1人で回っていただいております。

ですから、その方法として、今、外へ出れない人たちに対して、大きな事業者が生活協同組合、コープなんか宅配というようなものを導入して、これも多くの方が使われている。でも、そういうことが逆に、また、そういう小売の零細な方々の事業を圧迫していることは間違いないですね。

ですから、便利なように、利用者側の、利用される方のことを考えて、今、廣利議員が言われるように、需要もいろいろとアイデアということ、言われますけれども、利用者のことを考えると、今度、それが全て、そうした事業者側にとって、どちらも満足できる、いいということは、なかなかこれは反比例するみたいな形で、事業者を圧迫してしまうということにもなるわけです。

当然、今回の移動販売車、これ新しい事業を行っていただける人が出れば、生まれれば、そういう方にも、また、お願いをしていくということになりますけれども、やはり、今、事業をやっている方、この方々にもお話を、当然させていただいて、この移動販売車の購入については、以前より非常に有利な助成で、購入をさせて、応援をさせていただけるということをしておりますので、そのへんは、しっかりと事業者のお話を、まず、事業をしていただいている方の状況も担当者のほうで聞かせていただいて、それで、なおかつ今後事業的に、やはり毎日の売上げがどれぐらいでということになりますから、それが、今後、見通しが立たない。事業としては、なかなか先、長く続けることができないというような話が上がった時に、これが辞められると、今、利用されている人にとっては、非常に毎日の新鮮な生鮮食料も購入ができないということになってしまいますので、じゃ

あ、それを続けるために、また、町行政としては、どのような支援ができるのか、このことも、やっぱり事業者の、そういう実態、また、思い、意見も聞いて、町としても考えていかなければならない部分があると思います。

ですから、私は、今の実態から言えば、やっぱり利用をされる方、利用者よりかは、やっぱり事業者の課題。こちらのほうが、佐用町のような非常に人口が少ない過疎地で、非常に広範囲な広いところ、こういうところで、この移動販売を、今後、今のような形で続けていただくこと自体が、非常に厳しいと言いますか、なかなか事業者の方の負担でやっていただける。この事業として、商売としてやっていくには、非常に難しい状態にあると思いますから、ただ、それをなくした時に、非常に困る方がいらっしゃる。そのところが、行政として、それを続けるためには、新たな、どのような支援ができるのか。こういうことも考えていくことが、まず、大事ではないかというふうに思っております。

このたびは、コロナ対策ということで、今、外へ出れない。今まで以上に買い物に行けない。こういう方もおられるということも含めて、国のこうした交付金事業で、この事業に、まず、取り組もうということでの予算でありますので、ただ、長期的に考えた時に、先ほど申しあげましたような、非常に厳しい課題がありますので、そのへんは、しっかりと、これからまた、担当者のほうも十分いろいろと総合的な観点で考えていこうと、検討していきたいというふうに思っております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 7 ページ、総務管理費の中の 33 目、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策費の 12 節、委託料で、上から 2 つ目と 3 つ目、通信ネットワーク整備委託料、それから、通信機器設置委託料、この委託先というか、その内容を説明してください。

〔税務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 税務課長。

税務課長（大永和重君） この通信ネットワーク整備事業につきましては、今まで Yahoo!を通してクレジットサービス等を受けておったんですけども、これに加えて、スマホ決済等を行いますので、F-REGI（エフレジ）という業者と、合わせて、しんきん情報サービス、これはクレジットのほうで従来からやっておったんですけども、この 3 つが入って来るようになっております。

Yahoo!につきましては、今年度をもって撤廃という形になりますので、2 社についての委託料という形になります。

議長（石堂 基君） よろしいですか。
ほかに質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡、ごめんなさい。元へ、教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 134 万円の件ですけれども、こちらのほうは、一般質問の中でもお話させていただきました、フィルタリングのソフトの導入の事業でございます。

委託先のほうは、扶桑電通のほうへ委託をする予定に進めております。以上でございます。

議長（石堂 基君） 大変失礼しました。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） これは総務課で出ているので、ちょっと、生涯学習課に関連して、尋ねたいと思う。関連になりますけれども、通信の関係で、今頃、インターネットで、いわゆる貸館をしている公共施設でインターネットを使って、住民の人が使えるような環境整備も、私は、必要ではないかなと、常々思っているんですけど、そこらへんは、発展してはですけど、考えが、今回は、予算化されていませんで、お考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思いますが。

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） はい。

議長（石堂 基君） 質問は、予算書の内容について、予算書に基づいてお願いしたいと思しますので、もう一度、お願いします。平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） はい。

そういう意見を持っています。

先ほど、説明いただいた関係は、私の思いとするところが、ちょっと外れていましたので、また、改めて質問しますが、次に、予算書の 10 ページ、衛生費の予防費の中の委託料、ワクチン接種業務委託料 125 万 4,000 円ですけれども、これは事前の説明では、ワクチン接種ができる体制を確保するためのパーティションというか、物を買うという、そういうための費用だという説明だったんですけど、委託先と、それから 125 万 4,000 円の内容的に、どれぐらいを想定しているのかという点、お願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（戸屋雅裕君） 委託料の内容について、ご説明をいたします。

こちらは、ワクチン接種業務の委託料ということで、人材派遣のほうを予算化しております。看護師でありましたり、事務職の、大規模な接種の中になりますので、人的なお手

伝いをいただきたいということで、看護師、事務職などの人材派遣をしていただく、そういった委託料ということで、計上させていただいております。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 医療関係者の方々、コロナの関係でワクチン接種や、いろいろ多忙を極めて頑張っていることに対して、今は人材派遣の関係という説明でしたけれども、そういったところに医師会であるとか、要望をお聞きしたりして、対応を考えていくことは、町として、どういう要望があるのかということなんかを具体的につかんで、対応が必要ではないかと思うんですけど、よろしくお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 既に、今、集団接種で3会場で計画的に接種を行っております。そのことについては、医師会とも、よくそれぞれ連絡を取り合って、そして、それに必要な専門職、看護師、また、当然、医師会、先生方、その計画、その場での必要な人員の計画をして、その病院においては、病院が雇用されている看護師や、そうした事務職の方も、みんな出てやっていただいておりますし、それから、こちらの文化情報センターでの会場については、医院の先生方が、そうしたローテーションを持って、自分とこの看護師さんも中に連れて来たり、それでも足りないところは、町の職員も、そこに出ておりますし、それでも専門職として不足になってくる、ここの看護師等、また、課長が言いましたように、一般の事務的な処理をする人、その分を雇上げ、人材派遣会社からもお願いをして、確保して、もう既に、これはそういう体制でやっているわけなので、そういう計画というのは、もうできていないと、また、それができませんからね、実際のワクチン接種が。

ですから、今、平岡議員が、そういうことを打ち合わせて、どうと言われますけれども、それは既に、打ち合わせは、協議はした上で、計画をして実施しているということであり

ます。

ただ、これから、一般のと言いますか、64歳以下の方の接種とか、そういうところが、当然、出てきた時に、どういうこれから体制の中で接種を行っていくか、そこにおいての、また、そうした専門職なり、そのいろいろと人材については、さらに、また、必要であれば、これは、また、確保していただく、予算的にも、また、支出をしていかなきゃいけないかもしれません。

だから、そのへんは、まだまだ、これからの計画の分は分かりませんが、今、やっている部分につきましては、それができているから、こうした計画的にスムーズに実施ができていくということでもあります。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君） 7 ページの工事請負費 1 億 2,200 万円、これちょっと説明があったかも分かりませんが、改めて、説明をお願いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

工事請負費 1 億 2,260 万 6,000 円の全てではございませんが、大部分を占めておりますのが、町の施設のうち、社会福祉協議会のほうへ指定管理なり貸出をして高齢者のデイサービス事業とか、高齢者に限らず住民の方が集っていただく施設、平福の地域福祉センター、それから、久崎の老人福祉センター、南光の地域福祉センター、それから、三日月にあります、ふれあいの里三日月、こちらのほうの施設の中で、感染予防ということも含めまして、空調設備の工事のほうをさせていただきたいということで、その4つの施設の工事費の合計が約 1 億 790 万円ぐらいございます。そのうち、平福につきましては、令和 3 年の 2 月の専決補正で債務負担行為で 5,000 万円ということをお認めいただいております。既に、そちらのほうにつきましては、空調設備と、それから、お風呂の給湯設備、そちらのほうの工事のほうを既に、着工のほうをさせていただいております。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

11 番（岡本安夫君） 8 ページの PCR 検査の 300 万円、19 節、扶助費ですね、あるスクールバスの指定業者が検査を、ある病院で受けました。そしたら、陽性ということで、慌てて加古川の病院へ隔離して、そこで再度検査したら、陽性でも何でもなかった。間違いだったということで、PCR 検査の金は要るし、それから、教育委員会へ呼びつけられてお叱りを受けるし、散々な目に遭いましたということをお聞きしましたが、そういうバスの保育園、小中学校のバスの運転手は、ワクチンの投与は、もう既に済んでおるのでしょうか。そこらへんは、どうですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（戸屋雅裕君） 園のバスにつきましては、運転手のワクチンの接種というのは、今のところ先行接種の対象となっておりますが、今後、保育園とか、これからの接種の中で、検討はしていきたいと思っております。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 小学校と中学校のスクールバスの運転員につきましては、特に、その職種に限ってワクチン接種をしているということはありません。あくまでも、町内の方でしたら、その 65 歳以上の範囲の中で打っていただくということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） やっぱりね、子供たちを安全に運行していく上において、そういうバスの運転手がまだというようなことであれば、ほかの人よりも先に、やっぱりしてあげべきだと思うんやけど、そこらへんは、どうでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（戸屋雅裕君） 現状だけ申し上げますと、今、集団接種をどこまでやるか。65 歳以上というところが、今現在、進んでおるところで、今後の接種につきましては、医師会とも協議をしながら、優先順位も定めながらという状態でございます。

そういった中で、特に、保育士であったりする、そういう人も含めまして、どういった方に優先的に接種をしていくのかというのは、今後の検討材料として聞いておきたいと思えます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。

〔商工観光課長「訂正（聴取不能）」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） 討論の前に、商工観光課長より訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

商工観光課長（真岡伯好君） ポイントシールのところで、私、お買上げいただいた 2 割がシールでという言い方をしたと思うんです。申し訳ございません。おそらく今の予定では、500 円お買い求めいただくにつき、1 枚という形で、5,000 円たまれば 1,000 円のお買物ができるということで、結果、20%分の還元になるということで、申し訳ございません、訂正させていただきます。

議長（石堂 基君） 繰り返します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 71 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 71 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2．議案第 72 号 財産の取得について（南光小学校スクールバス 1 台）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 2 に入ります。
日程第 2 から日程第 7 については、本日、追加提出の案件であります。議案書はあらかじめ、予定案件として配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。
それでは、日程第 2、議案第 72 号、財産の取得について、南光小学校スクールバス 1 台を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 72 号の、財産の取得について、ご説明を申し上げます。
今回、上程をいたしました財産の取得は、南光小学校のスクールバス 1 台を更新するものでございます。
現行のスクールバスは、平成 13 年に調達した 29 人乗りマイクロバスで、今年で 20 年を迎えるため同様のバスに更新したいということでございます。
購入に当たっては、町内 5 社から見積もりを徴収し、最低価格であった有限会社森本モーターズ代表取締役、森本孝吉（もりもと こうきち）氏に落札を決定いたしました。
契約金額は、消費税込みの 830 万 8,640 円でございます。
つきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。
なお、現在、町内のスクールバスは、マイクロバスが 13 台、ワゴン車 6 台、19 台で運行をいたしております。
来年度につきましては、三日月小学校のスクールバスの更新を、次、予定をし、このように計画的に、このバスの更新等も図っていかねばなりません。来年は、三日月小学校を予定しているということでございます。
ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。提案の説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） これ5社応札あって、入札率は幾らだったんかということと、20年
たっておりますけれど、何キロぐらい走っていますか。それと、古いバスについては、ど
のようにされますか。お答えください。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） はい、お答えします。
入札率につきましては、92.19%でございます。
それから、走行距離ですけれども、毎月月末に日誌を提出いただいておりますけども、
5月末で29万5,846キロでございます。
それから、今の現行のバスですけれども、競り売りをしたいと考えております。以上で
ございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 南光小学校の現行のバスの車庫の件で尋ねたいんですけれど、青天
井のところで、現在置いてあるんですけれど、新たに購入される、このバス、やはり車庫
が必要ではないかと思うんですが、そのへんは、どうなんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 車庫については、今のところは考えておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） あるほうが長持ちしますし、そういう点では、せっかく新たに買わ

れるので、見てもよく分かるんですね。ポツと置いてあるという感じで、走りよったらよく分かりますので、そのへんもやっぱり、検討すべきじゃないかと思いますが。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

13 番（平岡きぬゑ君） 答えがない。

議長（石堂 基君） 意見の陳述じゃなかったんですか。
教育課長、答弁できますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 必要に応じて、車庫のほうは検討はしてまいります。その都度、検討はさせていただきます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 72 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 72 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 72 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3．議案第 73 号 工事請負契約の締結について（佐用中学校外壁及び屋根防水大規模改修工事）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 3、議案第 73 号、工事請負契約の締結について、佐用中学校外壁及び屋根防水大規模改修工事を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迓町長。

〔町長 庵迓典章君 登壇〕

町長（庵迓典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 73 号、佐用中学校外壁及び屋根防水大規模改修工事にかかる工事請負契約の締結につきまして、ご説明を申し上げます。

本工事は、佐用中学校の外壁及び屋根の改修を行うもので、前回の大規模改修から約 20 年が経過をし、経年劣化と共に外壁のひび割れやコンクリートの浮きによる落下の危険性と、屋根の防水が劣化していることから、外部の全面補修を行うものでございます。

佐用中学校は、RC 造 3 階建の校舎が 2 棟ございますが、いずれも足場を組んで全壁面のクラックやコンクリートの浮きを確認し、クラックの薬剤注入や浮いた外壁の処理を行ってまいります。

このたびの入札に当たりましては、町内 6 社による指名競争入札を実施をした結果、落札額、消費税込み 1 億 120 万円で、契約の相手方は、佐用町真盛 135 番地 1、阿山建設株式会社代表取締役、阿山 隆（あやま たかし）氏に落札決定をいたしました。

つきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。提案理由の説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 6 社応募したということでございますけれど、入札率は何%だったのかというのが 1 点。

20 年経過して、経年劣化しておるんだろうと思うんですけど、既に雨が降った時に雨漏りいうのか、浸水しているような状態のところもあつたりするんでしょうか。

それと、これ建屋については、全部防水シートを張り直して、全部こういう適切なやつをやるんでしょうか。そこらへんは、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） まず、建物の状況ですけれども、当然、現在、雨漏りがしているような、すごくして支障があるような状態ではございません。その都度、それは、応急的な修理もいたしております。

当然、そういうふうになっていたんでは、毎日の学校生活、授業に非常に支障が出てきますから、そうならないように、これから 10 年、20 年ぐらいをめどに、学校として、毎日の学校生活ができる建物の管理をしたいということで、今回の改修工事を考えております。

改修工事ですから、なかなか、どこまで、どうやるか、これは、今後、例えば、当面、5 年間ぐらいだけを考えて改修工事するのと、15 年、20 年先まで考えてやるのとでは、非常に内容が違ってきます。

防水についても、いろいろと防水の仕方があって、全て、今言う、防水シートでやって

いるわけでもない。ほかの方法でやっているところもありますし、それは、現場の中で、今まででも、その場所の防水の方法というのは、それは選択をして実施をしてきているわけであります。

それと、佐用中学校の場合は、昭和 49 年に建設をして、既に 45、46 年、もう既に、もうすぐ 50 年になります。そういうことで、建物そのものが、こうした改修、補修工事だけでは安全性とか、いろんな面から全て総合的に、もう確保できないと、当然、建て替えを考えていかなければならないという時期が、もう私は、5 年、10 年先には来るということで、それでも、相当時間がかかりますので、その間、10 年間ぐらひは、今回の改修をしたことによって、安全に、また、そうした雨漏りとか、そういうことがないような形で使えるように、そういう改修を考えて設計をさせております。

それから、この落札率とかそういうことを、必ず岡本議員、お聞きになるんですけれども、これは、先ほどのバスなんかもうそうなんですけれども、物によって、当然、率というのは、何を設計というのを、当然、していますから、それから比較するとというのは出てくるんですけれども、それによって、落札率が高いから、安いから、そのどうだということ、あまり同じ物として比較できるわけじゃないんで、それは、あまり意味が、私はあることではないというふうには思います。

今回のこの工事につきましては、落札率が、その設計からしますと、99.6%ということで、100%近い額になってしまいました。

このことの原因は、こうした改修工事ですから、どうしても設計が新築とか土木の工事のような形で、設計単価と言って、一つ一つの工種について、積算をするに当たりまして、歩掛をつくるんですけれども、基本的な基準になる歩掛というのがございません。ですから、設計業者のほうで、一つ一つ歩掛をつくり、また、専門業者から見積もりをもらって、それに対して、それを幾らで設計書に上げるか。専門業者から出てきた見積書を平均して、そのそのまま設計書に採用する場合と、その 20%引きとか、30%引きで、それは市場で大体これぐらいだろうということで、これは当然、設計のほうの、依頼している設計業者の考え方で設計をしていくわけです。

そういうことで、どうしても工種、また、その工事によって、そういう落札額というのは、かなり率からすると、最終的には、数値的には大きく違ってまいります。

ただ、町としては、設計された中で、その間に入れば、それは適切な落札額、契約額であるというふうに考えているというところがございます。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 73 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 73 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 73 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4. 議案第 74 号 工事請負契約の締結について（三日月文化センター解体撤去・跡地整備工事）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 4、議案第 74 号、工事請負契約の締結について、三日月文化センター解体撤去・跡地整備工事を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 74 号、三日月文化センター解体撤去・跡地整備工事にかかる工事請負契約の締結について、提案のご説明を申し上げます。

令和 3 年度当初予算に計上いたしております三日月文化センター解体撤去・跡地整備工事につきまして、さる 5 月 28 日に指名競争入札を、町内 9 社を指名して行いました。

その結果、落札額は消費税込み 8,360 万円で、契約の相手方は、兵庫県佐用郡佐用町安川 205 番地 1、株式会社ユーテック代表取締役、森崎悠爾（もりさき ゆうじ）氏に落札決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げまして、提案の説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） これも落札率は幾らだったんかというのと、その壊した後、更地にして、何か前に駐車場とかをつくるようなことを、おっしゃっていましたが、その駐車場の枠として何台ぐらい置けるようなスペースがあるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） これは、設計から比較しますと、落札率につきましては、76.5%ということに、結果なりました。

その跡地の計画につきましては、皆さんにも、ある程度、今まで活用については、説明させていただいたところです。

文化センターが、今の支所のほうに、ああして機能を移して、また、保育所が、今まで、

駐車場が非常に少ない、あそこ、ちょうど間を駐車場スペースとして活用をしようということで、大体、取り方にもよりますけども、今の台数からすれば 20、30 台増えるということです。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 74 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 74 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 74 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5. 議案第 75 号 佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6. 議案第 76 号 佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7. 議案第 77 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて日程第 5 に入ります。
日程第 5 から日程第 7 については、関連がありますので一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 5、議案第 75 号、佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 7、議案第 77 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、一括議題としていただきました議案第 75 号、佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 76 号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、及び、議案第 77 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例についてにつきまして、提案のご説明をさせていただきます。

今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正に伴うものでございます。

まず、議案第 75 号につきましては、新たに設置されるデジタル庁が、特定個人情報の情報提供ネットワークシステムを所管することから、情報の訂正を実施した場合の通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改めるものであります。また、条項ズレによる改正も行っております。

次に、議案第 76 号につきましては、法改正に伴う条項ズレによる改正でございます。

次に、議案第 77 号につきましては、番号利用法におきまして、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構、通称 J-LIS（ジェイリス）であることが明確化されるとともに、J-LIS が個人番号カードの発行手数料を徴収することとなります。

このため、町が個人番号カード再発行手数料を徴収する根拠である手数料条例の規定を削る必要が生じたものでございます。

なお、施行日につきましては、番号利用法改正の原則施行日と同日の本年の 9 月 1 日ということになります。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます、提案の説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております議案第 75 号から議案第 77 号については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第 5、議案第 75 号、佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 国の法律改正に伴って、町の条例を改正するということの、条ズレなんですけれども、具体的に、その法律の制定に伴って、ここの 36 条に言われている保有個人情報の提供先等への通知の中では、町民にとっての内容ですけれども、どういうことが発生するとか、改正に伴うことによって、どういう状態になるのか、そういう内容的なことについて、説明をお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（幸田和彦君） 失礼します。お答えします。

番号法第 19 条の内容でございますけれども、その内容につきましては、特定個人情報の提供の制限ということでございます。

第 19 条には、何人も、特定個人情報の提供をしてはならないというふうに規定しております。その中でも条件を決めまして、提供することができるというのが、1 号から 10 何号まで規定してあるということでございます。

今回の改正につきましては、新たに第 4 号が加わるということの条項ズレでございます、その 4 項と申しますのは、例えば、民間企業で働いておられる従業員の方、我々公務

員も含めてでございますけれども、個人情報というのを、会社等に提出しておるかと思えます。その方が転職する場合、町民の方が企業へ転職する場合が想定できますけれども、その場合に、その本人の同意を得るんですけれども、その会社が持っている個人情報を、次の会社に提供することができるというふうに、可能とするということの条項を加えたということでございます。

ということで、これまででしたら、おそらく個人が、会社の窓口へ行って個人情報を出す。それで、また、次の転職された場合は、次の会社に行って個人の情報を出すという作業があったかと思えますけれども、この号の追加によりまして、要は、会社から会社に情報を提供することができるというようなことを、追加されたということでございます。

当然、その情報提供には、個人の同意が必要であるという前提条件はございますけれども、そういったことで、第19条の3号の次に、この4号が入ったことによりまして、5号以降が1号ずつズレてきたということでございます。

このことは、次の76号につきましても同様でございます。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第75号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第75号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって議案第75号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第76号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第76号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第76号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって議案第 76 号は、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 7、議案第 77 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君） 佐用町が今度、これ手数料を取らなくなったということなんですけれども、手数料の料金自体は変わらないわけですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） 現行におきましては、この個人番号カードの発行の事務については、町が実施しておったわけですが、今回の法改正によりまして、従来は、町が行うんですけれども、いわゆる J-LIS のほうに委託して実施をしておったわけですが、9 月以降につきましては、J-LIS そのものがカードを発行するということになるわけですので、その手数料そのものの額につきましては、従来と変わらないということでございます。

〔岡本安君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

〔住民課長「800 円。それから、カードの再発行手数料、すみません。議長」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） 両者とも質疑は挙手の上、お願いします。よろしいですか。ほかに質疑。

〔岡本安君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君） 800 円で、再発行の手数料は 800 円ということで変わらないわけですね。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） カードの再発行の手数料が 800 円と、それから、電子証明の手数料の 200 円で、町民の方に実際、ご負担いただくのは、従来と同じなんですけれども、1,000 円ということになります。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） これ個人情報カードですけれど、日曜日まで出て、盛んに皆さんしてくださいということで、呼びかけておりましたけれど、今、この間、そういう効果もあって、どれぐらいの方が増えたのでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） 5 月末現在の交付状況につきまして、佐用町におきましては、申請件数におきましては、7,725 人で、46.42%の方が申請を終えられております。

これが全国の、今、平均が 43.94%、兵庫県は、ちょっと若干高くて、48.83%というところでございます。

以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 77 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 77 号を、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって議案第 77 号は、原案のとおり可決されました。

議長（石堂 基君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。委員会等開催のため明日 6 月 11 日から 21 日まで、本会議を休会したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。
次の本会議は、6 月 22 日、火曜日、午前 9 時 30 分より再開しますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午前10時45分 散会
